

《第6次行政改革》

美深町行政改革大綱・推進計画

(令和4年度～令和8年度)



第6次美深町総合計画「まちの将来像」

令和4年7月

目 次

《 大 綱 》

第 1 行政改革の基本方針

1	はじめに	1
2	美深町行政改革の経過	1
3	第 6 次行政改革大綱の計画期間	2
4	第 6 次行政改革大綱の視点	2
5	第 6 次行政改革大綱の構成	2
6	第 6 次行政改革大綱の進行管理	3
7	行政改革実施状況の公表	3

第 2 行政改革推進計画

1	住民参加の推進	4
2	広域連携の推進	4
3	事務事業の充実と経費の節減合理化	5
4	自主財源の確保と住民負担の見直し	6
5	職員体制と行政機構の検証	7

《 推 進 計 画 》

第 1	美深町行政改革推進計画（項目別一覧）	9
第 2	財政計画	11

大 綱

第 1 行政改革の基本方針

1 はじめに

美深町では、行政事務の合理化や効率化を推し進めるため、平成 28 年度から令和 3 年度までの 6 年間を計画期間とする「第 5 美深町行政改革大綱」により、事務事業の充実と経費の節減、時代に対応した職員体制・機構の見直しなど、知恵と工夫と行動による行政改革に取り組んできました。

今日の地方自治体においては、人口減、少子・高齢化の進行、高度情報化社会への対応、ライフスタイルの多様化という社会環境の変化や急速なデジタル技術の発展、新たな広域連携への対応など、依然として多くの課題を抱えています。

また、令和 2 年に世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症により国全体が経済的にも大きな影響を受けており、今後、収束を見据えた迅速な対応が必要となる中、社会の様々な変化に柔軟かつ新たな視点での適切な対応が求められてくるものと予想されます。

こうした環境変化の激しい状況下にあって、今後も持続的な行政サービスを行うためには、これまでの事務事業の流れやプロセスを確認し、引き続き第 6 次総合計画（令和 3 年度から令和 12 年度）とリンクさせながら、継続した行政改革に取り組んで行かなければなりません。

美深町は自らの責任において、諸課題に柔軟に対応できるよう、これまでの「第 5 次美深町行政改革大綱」の推進項目における各課題を検証しながら継続し、住民本位の町政の実施と、職員の人材育成、さらに将来にわたる持続的な行政運営の確立を目指し、行政改革を推進します。

2 美深町行政改革の経過

昭和 62 年度に第 1 次行政改革をスタートし、平成 9 年度から第 2 次行政改革、平成 14 年度から第 3 次行政改革、平成 17 年度からは集中改革プランとして第 3 次の後期計画と位置付け住民参加の推進を基本とした大胆な行財政の見直しを行い、スリムで効率的、かつ透明性の高い行財政運営を目指してきました。

この第 3 次行政改革では、各種委員報酬や補助金の見直し、住民負担を理解いただいて各種使用料の改定などを進めたことによって、起債償還ピークの厳しい財政運営の時期を乗り切ってきました。以後、第 4 次から第 5 次行政改革と引き継ぎながら、住民福祉の向上や子育て環境の整備、行政運営の効率化、地域担当員、まちづくり推進町民会議、行政評価町民委員会の開催により住民意見を反映した「住民参加のまちづくり」を進めてきました。

以上のようなことから、一部に継続課題となっている事項はあるものの、総体的には概ね目的が達成されたものと評価しますが、行政改革については常に意識し継続して取り組む必要があることから、第 5 次行政改革から引き続き、第 6 次行政改革大綱において見直しを図りながら推進します。

美 深 町 行 政 改 革 の 取 組																						
S	S	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H	H		
62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
第1次行政改革 (10カ年)										第2次行政改革 (5カ年)					第3次行政改革 (8カ年)							
(当初)			(改定後)												(前期)		(後期)					
																	集中改革プラン					

集中改革プラン……平成17年3月に、国から示された「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、行政改革の具体的な取り組みを集中的に実施するための計画として、平成21年度までの取り組みとして策定した。

美 深 町 行 政 改 革 の 取 組																
H	H	H	H	H	H	H	H	H	R	R	R	R	R	R		
22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	8
第4次行政改革 (6カ年)						第5次行政改革 (5カ年+1カ年)					第6次行政改革 (5カ年)					

3 第6次行政改革大綱の計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

4 第6次行政改革大綱の視点

第5次行政改革において幅広く大胆な改革を推進してきましたが、第6次行政改革においても最上位計画である第6次美深町総合計画とリンクしながら、まちづくりや住民サービスに直接かかわる項目は、総合計画で集中的に盛り込んでいくこととします。

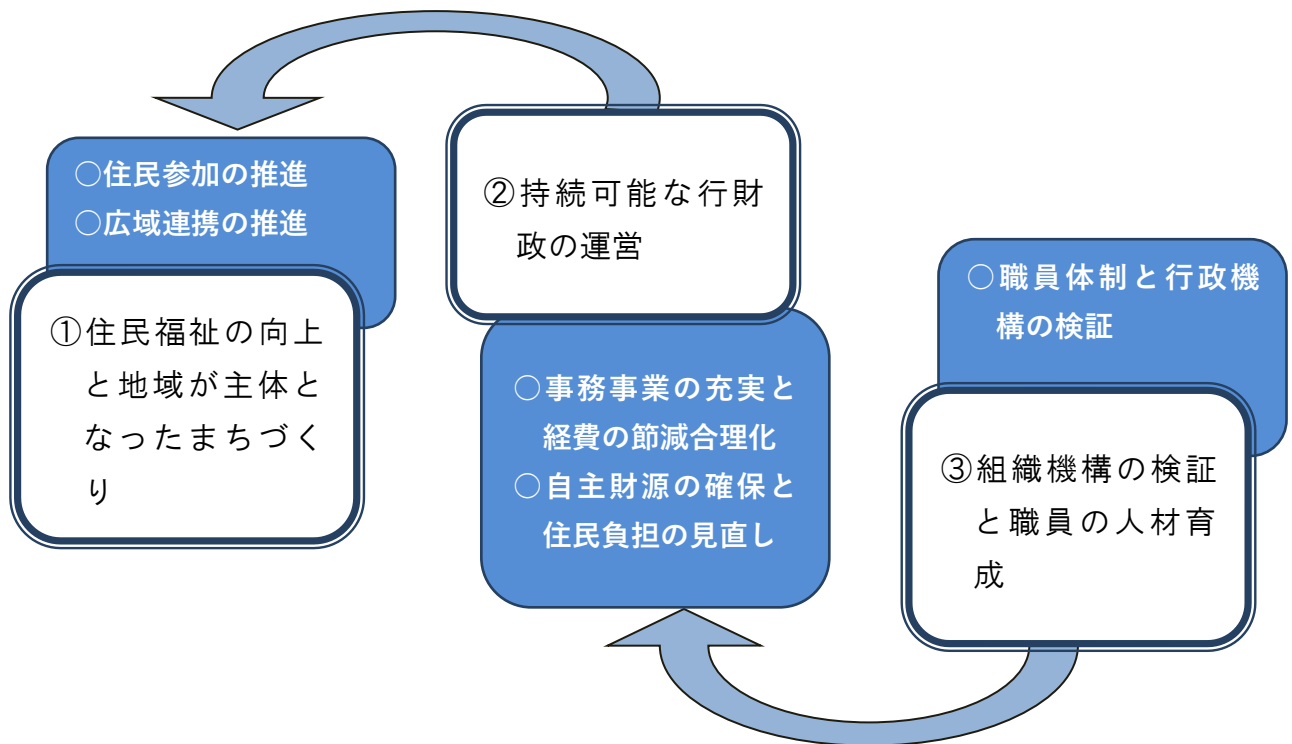
5 第6次行政改革大綱の構成

第6次行政改革大綱は、住民主体の魅力あるまちづくりを基本とし、時代の変化や多様化・複雑化する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる人材の育成や組織の構築を図り、住民サービスの充実を図りつつ経営の視点に立った行政運営を進めます。

具体的には、

- ①「住民福祉の向上と地域が主体となったまちづくり」
- ②「持続可能な行財政の運営」
- ③「組織機構の検証と職員の人材育成」

の3つの視点を柱に、これらを支える5つの重点項目を掲げて改革を進めます。



6 第6次行政改革大綱の進行管理

行政改革を着実に推進するための組織として、庁内に町長を本部長とする「美深町行政改革推進本部」を設置し、進捗状況と成果等の把握や、新たな取組事項について検討するなど柔軟かつ適切な進行管理に努めます。

また、社会情勢の大きな変化により大綱及び推進計画に修正が必要と認められた場合は、計画期間内においても見直しを行うこととします。

7 行政改革実施状況の公表

行政改革の進捗状況については、「まちづくり推進町民会議」への報告、さらに町の広報誌およびホームページへ掲載するなど住民にわかりやすく公表するとともに、意見や提言をいただきながら推進します。

第2 行政改革推進計画

1 住民参加の推進

(1) 的確な行政情報の提供

地域と住民、行政が協力し、役割を分担しながらまち全体で地域課題の解決に取り組むため、様々な媒体を活用し行政情報を積極的に提供し、透明性を高めます。

住民一人一人が町の将来を考え行動できるまちを目指すため、的確な情報提供と共有を図ります。

実施項目

- ① 様々な媒体を通じた行政情報の発信
- ② 新たな手法による情報発信の推進

(2) 住民参加の意識高揚と機会づくり

多様化する住民のニーズを的確に把握し行政サービスを提供する必要がありますが、一方で厳しい経済情勢において事業の選択と集約等による行政のスリム化も求められており、行政の力だけでは地域の特性を生かした個性のあるまちづくりを進めることが難しくなっています。

住民の意見を広く聴き、住民のニーズに沿った施策の展開を図るとともに、地域住民と共に自らが戦略的に行う地域づくりを目指します。

実施項目

- ① 住民の意見を聴く機会の充実と住民意識の高揚
- ② 住民と行政のパートナーシップの促進

2 広域連携の推進

(1) 広域行政・共同実施の推進

広域行政については、効率的・効果的な行政運営の可能性を検討するとともに、他の市町村と連携した事業を推進し、特色を生かした地域づくりを進めます。

実施項目

- ① 広域行政の推進

3 事務事業の充実と経費の節減合理化

(1) 経費の節減・合理化

行政経費の節減・合理化については、継続して取り組む課題です。効果的な行政経営の実現のため、事務の効率化と経費節減に取り組むとともに、新たな財源確保のための研究や長期的な見通しに立った町有財産・施設などの管理、先端技術などの活用による業務効率化を進めます。

実 施 項 目

- ① 経常経費の節減
- ② 職員提案の推進
- ③ 公共施設のあり方検証

(2) 事務事業の充実

健全な行政運営と住民サービスの向上を図るため、行政評価・町民評価の結果を基に、事業の必要性や費用対効果を検証し、効率的な行政経営に努めます。

実 施 項 目

- ① 行政評価・町民評価による施策の検証

(3) 会計処理の透明性の確保

町の予算や決算の状況に加え、公有財産や負債等の状況を含めた財務状態は住民にとって重要な情報です。企業会計手法を取り入れた新地方公会計制度により、コストの把握、資産・負債の適正管理、わかりやすい財政状況の開示に努めます。

実 施 項 目

- ① 公会計制度改革の推進

4 自主財源の確保と住民負担の見直し

(1) 自主財源の確保

町税の適正な賦課・徴収と納入者の便宜を考えた収納環境の整備を図るとともに、ふるさと納税制度の活用など自主財源の確保に務め、改革健全な財政運営を図ります。

実 施 項 目

- ① 町税収納率の向上
- ② ふるさと納税制度の推進

(2) 住民負担の見直し

補助金や負担金などについては、その役割、必要性、費用対効果等について定期的に検証・見直しを行います。また、新規に補助金等を制度化する場合は、交付目的の明確化、交付基準の適正化及び交付の終期を設定するなどの措置を講じます。

また、企業会計の安定化を図るために水道料金、下水道料金、その他各種手数料を検証します。

実 施 項 目

- ① 補助金等の定期的な検証
- ② 水道料金、下水道料金の検証
- ③ 各種手数料の検証

5 職員体制と行政機構の検証

(1) 事務の機構と職員体制の検証

柔軟で機動的な組織体制を検討し、住民に分かりやすい組織と時代に即した機構を確立します。

また、効率的な行政組織の構築と住民サービスを確立するための職員を確保し、将来を見据えた組織体制づくりを進めます。

実 施 項 目

- ① 組織機構の検証
- ② 適正な職員数の確保

(2) 職員の人材育成

住民と共にまちづくりを総合的に進めるため、長期的な視点に立ち職員の育成と能力開発、政策能力の向上を図ります。また、人事評価制度により、職員の意欲、能力、実績等を的確、かつ客観的に評価し、効果的な業務推進を図ります。

実 施 項 目

- ① 人材の育成
- ② 人事評価制度の推進

推進計画

第1 美深町行政改革推進計画

(項目別一覧 令和4年度～令和8年度)

1 住民参加の推進	9
(1) 的確な行政情報の提供	
(2) 住民参加の意識高揚と機会づくり	
2 広域連携の推進	9
(1) 広域行政・共同実施の推進	
3 事務事業の充実と経費の節減合理化	9
(1) 経費の節減・合理化	
(2) 事務事業の充実	
(3) 会計処理の透明性の確保	
4 自主財源の確保と住民負担の見直し	10
(1) 自主財源の確保	
(2) 住民負担の見直し	
5 職員体制と行政機構の検証	10
(1) 事務の機構と職員体制の検証	
(2) 職員の人材育成	
第2 財政計画	
1 歳入	11
2 歳出	12

第1 美深町行政改革推進計画

項目	推進項目	目的	実施項目
1 住民参加の推進	(1) 的確な行政情報の提供	住民と共にまちの課題解決を図るための的確な行政情報の提供を図る	① 様々な媒体を通じた行政情報の発信 ② 新たな手法による情報発信の推進
	(2) 住民参加の意識高揚と機会づくり	住民の声を聴く機会の充実を図り、住民が主体的に参加できる環境整備を図る	① 住民の意見を聴く機会の充実と住民意識の高揚 ② 住民と行政のパートナーシップの促進
2 広域連携の推進	(1) 広域行政・共同実施の推進	広域事務の推進によって効率的な自治体経営を図る	① 広域行政の推進
3 事務事業の充実と経費の節減合理化	(1) 経費の節減・合理化	経費全般の節減と財源確保を進め、簡素で迅速、合理的な行政運営を維持する	① 経常経費の節減 ② 職員提案の推進 ③ 公共施設のあり方検証
	(2) 事務事業の充実	施策の成果や達成度合等を評価し、個別事業の選択・改善、施策・政策の質を高める	① 行政評価・町民評価による施策の検証
	(3) 会計処理の透明性の確保	行政コストの情報開示により、財源の有効活用や合理的な財産管理を推進する	① 公会計制度改革の推進

項目	推進項目	目的	実施項目
4 自主財源の確保と住民負担の見直し	(1) 自主財源の確保	自主財源の確保により、健全な財政運営を図る	① 町税収納率の向上 ア 町税等滞納整理の強化 イ 納付環境の整備
	(2) 住民負担の見直し	限られた財源の中で補助金等の定期的な検証と住民負担の検証を図る	② ふるさと納税制度の推進
5 職員体制と行政機構の検証	(1) 事務の機構と職員体制の検証	将来の行政規模・職員配置を見据えた組織の維持と、社会背景の変化に対応できる組織の構築を図る	① 組織機構の検証
	(2) 職員の人材育成	職員の政策形成能力や法務能力の向上と多種多様な行政運営に求められる人材の確保と育成を図る	② 適正な職員数の確保
			① 人材の育成
			② 人事評価制度の推進

第2 財政計画（5カ年間）

○歳入

（単位：百万円）

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	4年対比 %
町 税	419	394	389	385	382	378	△ 3.9
地方譲与税等 交付金	113	103	103	108	108	108	4.9
利子割交付金	0	0	0	0	0	0	0.0
配当割交付金	1	1	1	1	1	1	0.0
株式等譲渡所得割	2	1	1	1	1	1	0.0
法人事業税交付金	4	3	3	3	3	3	0.0
地方消費税 交付金	115	80	100	99	98	97	21.3
自動車税環境性能割 交付金	7	6	6	6	6	6	0.0
地方特例 交付金	5	3	3	3	3	3	20.0
地方交付税	3,431	2,950	2,986	2,972	2,958	2,944	△ 0.2
交通安全対策 特別交付金	1	1	1	1	1	1	0.0
分担金及び負担金	23	23	20	20	19	19	△ 16.4
使用料・手数料	83	78	77	77	77	76	△ 2.0
国庫支出金	663	381	330	330	330	330	△ 13.3
道支出金	210	204	205	205	205	205	0.4
財産収入	43	40	42	42	42	42	4.6
寄付金	95	100	100	100	100	100	0.0
繰入金	17	344	118	75	35	29	△ 91.4
繰越金	156	30	30	30	30	30	0.0
諸収入	31	33	21	21	21	21	△ 36.9
町債	379	281	400	400	400	400	42.4
合計	5,798	5,056	4,936	4,879	4,820	4,794	△ 5.2

○ 歳 出

(単位：百万円)

項 目		3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	4年対比%
								増減累計
人 件 費	計画	959	967	967	967	967	967	0.0
	対前年増減		8	0	0	0	0	0
扶 助 費	計画	299	312	312	312	312	312	0.0
	対前年増減		13	0	0	0	0	0
町 債 の 元 利 償 還 費	計画	630	629	608	580	545	551	△12.5
	対前年増減		△1	△21	△28	△35	6	△78
物 件 費	計画	918	856	852	847	843	839	△2.0
	対前年増減		△62	△4	△5	△4	△4	△17
維 持 補 修 費	計画	192	191	192	193	193	194	2.0
	対前年増減		△1	1	1	0	1	3
補 助 費	計画	1,029	922	900	896	891	887	△3.9
	対前年増減		△107	△22	△4	△5	△4	△35
特 別 会 計 繰 出 金	計画	401	408	384	363	348	323	△20.7
	対前年増減		7	△24	△21	△15	△25	△85
建 設 事 業 費	計画	897	738	715	715	715	715	△3.2
	対前年増減		△159	△23	0	0	0	△23
そ の 他 の 経 費	計画	214	33	6	6	6	6	△81.4
	対前年増減		△181	△27	0	0	0	△27
合 計	計画	5,539	5,056	4,936	4,879	4,820	4,794	△5.2
	対前年増減		△483	△120	△57	△59	△26	△262

	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	3年対比
人 口 (推 計)	3,921	3,857	3,794	3,732	3,672	3,613	△7.9

